

●石川地区では、平成24年4月1日から「うるま市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例」により、①～⑤の地区毎に掲げている建物は原則的に建てるが出来なくなります。

地区名	建てる出来ない建物の概要
<p>① 市街地形成 誘導地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●遊戯・風俗施設 <ul style="list-style-type: none"> ・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・キャバレー、ダンスホール、個室付浴場業に係る公衆浴場等 ●畜舎・工場等 <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の畜舎 ・危険性や環境を悪化させるおそれが<u>少ない・やや多い・おそれがある</u>工場（ただし、自動車修理工場を除く） ・危険物（火薬、石油類、ガスなど）の貯蔵・処理の量が<u>少ない・やや多い・多い</u>施設（ただし、ガソリンスタンド及び自動車液化石油ガススタンドの給油所を除く） ・産業廃棄物処理施設等
<p>② 幹線道路 沿道地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●遊戯・風俗施設 <ul style="list-style-type: none"> ・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・キャバレー、ダンスホール、個室付浴場業に係る公衆浴場等 ●畜舎・工場等 <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の畜舎 ・危険性や環境を悪化させるおそれが<u>やや多い・おそれがある</u>工場（ただし、自動車修理工場を除く） ・危険物（火薬、石油類、ガスなど）の貯蔵・処理の量が<u>やや多い・多い</u>施設（ただし、ガソリンスタンド及び自動車液化石油ガススタンドの給油所を除く） ・産業廃棄物処理施設等
<p>③ 市街地 緩衝地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●遊戯・風俗施設 <ul style="list-style-type: none"> ・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・キャバレー、ダンスホール、個室付浴場業に係る公衆浴場等 ●畜舎・工場等 <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の畜舎 ・危険性や環境を悪化させるおそれが<u>少ない・やや多い・おそれがある</u>工場（ただし、自動車修理工場を除く） ・危険物（火薬、石油類、ガスなど）の貯蔵・処理の量が<u>少ない・やや多い・多い</u>施設（ただし、ガソリンスタンド及び自動車液化石油ガススタンドの給油所を除く） ・産業廃棄物処理施設等
<p>④ 集落環境 保全地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●店舗・事務所等 <ul style="list-style-type: none"> ・床面積3,000㎡超の店舗、飲食店及び事務所等 ●遊戯・風俗施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等 ・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・キャバレー、ダンスホール、個室付浴場業に係る公衆浴場等 ●畜舎・工場等 <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の畜舎 ・危険性や環境を悪化させるおそれが<u>少ない・やや多い・おそれがある</u>工場（ただし、自動車修理工場を除く） ・危険物（火薬、石油類、ガスなど）の貯蔵・処理の量が<u>少ない・やや多い・多い</u>施設（ただし、ガソリンスタンド及び自動車液化石油ガススタンドの給油所を除く） ・産業廃棄物処理施設等
<p>⑤ 景観保全 地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●遊戯・風俗施設 <ul style="list-style-type: none"> ・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・キャバレー、ダンスホール、個室付浴場業に係る公衆浴場等 ●畜舎・工場等 <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の畜舎 ・危険性や環境を悪化させるおそれが<u>やや多い・おそれがある</u>工場（ただし、自動車修理工場を除く） ・危険物（火薬、石油類、ガスなど）の貯蔵・処理の量が<u>やや多い・多い</u>施設（ただし、ガソリンスタンド及び自動車液化石油ガススタンドの給油所を除く） ・産業廃棄物処理施設等

※ 新しく建物を建てる場合には、制限内容に適合させる必要があります。

※ 現に使用されている建物は、形態を維持する場合、今回の制限内容に適合しなくても違反に問われません。

※ 一回に限って従前のものと著しく異なる用途・規模・構造での建て替え（改築）は可能です。

※ 建て替えを伴わない床面積1.2倍までは増築も可能です。

お問い合わせ：うるま市役所 都市計画課 ☎098-965-5620